別添

平成２１年（排）第２９号

排　除　命　令　書

大阪市北区芝田二丁目４番２４号
西日本旅客鉄道株式会社
同代表者　代表取締役　山　崎　正　夫

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　西日本旅客鉄道株式会社（以下主文において「西日本旅客鉄道」という。）は，同社が平成２１年４月８日から同年６月２１日までの間一般消費者に販売していた「西日本パス」と称する乗車券（以下主文において「西日本パス」という。）の取引条件に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成２１年４月ころから同年６月ころまでの間一般消費者に配布した「西日本パスを使って旅しませんか？」と題するパンフレットにおいて行った，あたかも，西日本パスを使用する場合，別途の費用を負担することなく

(1)　「スーパーはくと」と称する特別急行列車に乗車して，西日本旅客鉄道の京都駅，大阪駅又は三ノ宮駅と鳥取駅の間を移動できるかのように示す表示

(2)　普通列車に乗車して，九州旅客鉄道株式会社の小倉駅と門司港駅の間を移動できるかのように示す表示

は，事実と異なるものであり，かかる表示は，西日本パスの取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を得なければならない。

２　西日本旅客鉄道は，今後，西日本パス又はこれと同種の

乗車券の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3　西日本旅客鉄道は，今後，西日本パス又はこれと同種の乗車券の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該乗車券の取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　西日本旅客鉄道は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本旅客鉄道」という。）は，肩書地に本店を置き，旅客鉄道業を営む者である。

2 (1) 西日本旅客鉄道は，平成２１年４月８日から同年６月２１日までの間，一般消費者に対し，同年５月８日から同年６月２９日までの間の金曜日，土曜日，日曜日又は月曜日のうちの連続する２日間又は３日間の期間において，西日本旅客鉄道管内の全路線，四国旅客鉄道株式会社管内の全路線及び九州旅客鉄道株式会社管内の一部路線を運行する列車並びにＪＲ西日本宮島フェリー株式会社が運航するフェリーに自由に乗降することができる「西日本パス」と称する乗車券（以下「西日本パス」という。）を販売していた。

(2)「スーパーはくと」と称する特別急行列車（以下「スーパーはくと」という。）に乗車して西日本旅客鉄道の京都駅（以下「京都駅」という。），大阪駅（以下「大阪駅」という。）又は三ノ宮駅（以下「三ノ宮駅」という。）と鳥取駅（以下「鳥取駅」という。）との間を移動する場合には，上郡駅と智頭駅の間は智頭急行株式会社が運行することとなっている。

(3) 九州旅客鉄道株式会社が運行する普通列車に乗車して同社の小倉駅（以下「小倉駅」という。）と門司港駅（以下「門司港駅」という。）との間を移動する場合には，西日本パスが使用できないこととなっていた。

3　西日本旅客鉄道は，西日本パスを販売するに当たり，平成２１年４月ころから同年６月ころまでの間，一般消費者に配布した「西日本パスを使って旅しません

か？」と題するパンフレットの表紙（別添写し１）において，「西日本パスを使って旅しませんか？」と記載するとともに，同パンフレットの裏表紙（別添写し２）において，「環境にやさしい鉄道で、あの街へあの風景へ。西日本パス」及び「ＪＲ西日本全線！ＪＲ四国全線！ＪＲ九州（博多～長崎・佐世保、博多～由布院～別府～小倉など）！の自由席が乗り放題。」と記載の上

(1) 同パンフレットの３６頁ないし３８頁（別添写し３）において，「モデルコース」と記載の上，大阪駅と鳥取駅の間をスーパーはくとに乗車して移動できることを示す記載をし，かつ，スーパーはくとの車両の写真を掲載の上，スーパーはくとに乗車すれば京都駅，大阪駅又は三ノ宮駅と鳥取駅の間を移動できることを示す記載をすることにより，あたかも，西日本パスを使用する場合，別途の費用を負担することなく，スーパーはくとに乗車して京都駅，大阪駅又は三ノ宮駅と鳥取駅の間を移動できるかのように示す表示をしているが，実際には，西日本パスの料金以外に，智頭急行株式会社の上郡駅と智頭駅の間に係る運賃及び特急料金を負担することが

(2) 同パンフレットの２０頁（別添写し４）において，「モデルコース」と記載の上，小倉駅と門司港駅の間を普通列車に乗車して移動できることを示す記載をすることにより，あたかも，西日本パスを使用する場合，別途の費用を負担することなく，普通列車に乗車して小倉駅と門司港駅の間を移動できるかのように示す表示をしているが，実際には，西日本パスの料金以外に，小倉駅と門司港駅の間に係る運賃を負担することが

それぞれ必要なものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，西日本旅客鉄道は，西日本パスの取引条件について，実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年８月７日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

委　員　濵　田　道　代